

益子町告示第64号

人事行政運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、益子町における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成17年8月26日

益子町長 平野良和

1 職員の競争試験の状況（平成16年度）

（単位：人）

職種区分	申込者数			第1次試験受験者数A			第1次試験合格者数			最終合格者数B			競争率
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	A/B
一般事務職	25	24	49	22	23	45	7	1	8	2	1	3	15.0倍
保健師	2	3	5	2	1	3	2	-	2	1	-	1	3.0倍
管理栄養士	-	12	12	-	12	12	-	2	2	-	1	1	12.0倍
計	27	39	66	24	36	60	9	3	12	3	2	5	12.0倍

2 職員の採用、異動、退職等に関する任免の状況

（1）職員採用の状況（平成16年度）

採用試験の状況

一般事務職：3人（男：2人、女：1人）

採用選考の状況（平成16年度）

該当なし

（2）職員の人事異動の状況（平成16年度）

課長級	課長補佐級	係長	主査	主任	主事等	計
3人	9人	10人	4人	10人	15人	51人

注：「主事等」には、技能労務職も含む。

（3）職員の退職の状況（平成16年度）

区分	計
定年退職	4人
定年前早期退職	2人
死亡退職	1人
普通退職	3人

(4) 職員の年齢階層別在職状況(平成16年4月1日現在)

20歳未満	20歳～ 24歳	25歳～ 29歳	30歳～ 34歳	35歳～ 39歳	40歳～ 44歳	45歳～ 49歳	50歳～ 54歳	55歳～ 59歳
-	6人	22人	20人	18人	17人	31人	29人	27人
60歳以上	計							
-	170人							

(5) 職種別職員数(平成16年4月1日現在)

一般事務職	保健師	管理栄養士	看護師	技能労務職	計
136人	7人	1人	1人	25人	170人

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成16年度普通会計決算額)

住民基本台帳人口 H17.3.31現在	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A*100
25,516人	7,409,987千円	266,688千円	1,443,639千円	19.5%

注1:普通会計決算額であるため、特別会計(公共下水道・農業集落排水)に係る人件費は含まれていない。

注2:ここでの人件費には、議員、委員、特別職等に係る報酬・給与が含まれている。

(2) 職員給与費の状況(平成16年度決算額)

区分	職員数 A	給与費				一人あたりの給与費 E/A
		給料 B	職員手当 C	期末・勤勉 手当 D	計 E	
一般事務職等	145人	587,233千円	65,984千円	238,750千円	891,966千円	6,151千円
技能労務職	25人	93,964千円	7,803千円	37,020千円	138,787千円	5,551千円
計	170人	681,196千円	73,788千円	275,770千円	1,030,754千円	6,063千円

注1:単位未満四捨五入の関係で「計」が合致しないこともある。

注2:「一般事務職等」とは、一般事務職、保健師、管理栄養士、看護師を指す。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成16年度決算額)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般事務職等	337,490円	41歳3カ月
技能労務職	313,212円	51歳0カ月
計	333,920円	43歳5カ月

注:年齢については、平成16年4月1日現在

(4) 職員の初任給の状況(平成16年4月1日現在)

区分	一般事務職			技能労務職		
	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒
決定初任給	160,200円	148,500円	138,800円	157,500円	145,500円	136,000円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 16 年 4 月 1 日現在）

区分	一般事務職			技能労務職		
	大学卒	短大卒	高校卒	大学卒	短大卒	高校卒
経験年数 10 年	269,300 円	236,400 円	221,100 円	231,800 円	219,900 円	207,100 円
経験年数 15 年	328,500 円	301,300 円	285,700 円	271,800 円	261,700 円	243,100 円
経験年数 20 年	392,800 円	374,800 円	343,100 円	314,800 円	305,600 円	281,400 円

注：「経験年数」とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の採用後の年数を指している。

(6) 一般事務職等の級別職員数の状況（平成 16 年 4 月 1 日現在）

区分	職務の名称	職員数	構成比
1 級	主事補、技師補、看護師の職務	3 人	2.1 %
2 級	主事、技師、保健師、管理栄養士、看護師の職務	17 人	11.7 %
3 級	困難な業務を所掌する主事・技師・保健師・管理栄養士・看護師の職務	23 人	15.9 %
4 級	主任の職務	20 人	13.8 %
5 級	係長、主査、困難な業務を所掌する主任の職務	10 人	6.9 %
6 級	課長補佐、副主幹、困難な業務を所掌する係長・主査の職務	42 人	29.0 %
7 級	課長、室長、局長、主幹、困難な業務を所掌する課長補佐・室長補佐・副主幹の職務	14 人	9.6 %
8 級	重要な業務を所掌する課長・室長・局長の職務	16 人	11.0 %
	計	145 人	100 %

(8) 職員手当の状況（平成 16 年度）

期末・勤勉手当

区分	一般職員		特定幹部職員	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.4 月 (0.75 月)	0.7 月 (0.35 月)	1.2 月 (0.65 月)	0.9 月 (0.45 月)
12 月期	1.6 月 (0.85 月)	0.7 月 (0.35 月)	1.4 月 (0.75 月)	0.9 月 (0.45 月)
計	3.0 月 (1.6 月)	1.4 月 (0.7 月)	2.6 月 (1.4 月)	1.8 月 (0.9 月)

注 1：「特定幹部職員」とは、課長、室長、局長及び主幹の職にあるものを指す。

注 2：() 内は、再任用職員に係る支給割合である。

注 3：行政職給料表 4 級以上のものに対しては、加算措置（上限 15/100）がある。

退職手当（平成 17 年 3 月 31 日現在）

区分	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	21.00 月分	27.30 月分
勤続 25 年	33.75 月分	42.12 月分
勤続 30 年	41.25 月分	51.48 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分

注 1：退職手当組合条例による。

注 2：早期退職等の場合は、加算措置有り。

その他の手当（平成 16 年度）

区分	内容
管理職手当	管理職員（課長・課長補佐等）に対して支給
扶養手当	配偶者、子など扶養親族のある職員に対して支給
住居手当	本人の所有、又は借り受けている住宅を有する職員に対して支給
通勤手当	片道 2 キロメートル以上を自動車等で通勤する職員に対して支給
特殊勤務手当	感染症の予防、死体収容、税務事務に従事する職員に対して支給
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務することを命じられた職員に対して支給
当直手当	宿日直勤務を命じられた職員に対して支給
管理職員特別勤務手当	週休日、又は休日等に勤務した管理職員に対して支給

4 勤務時間、休暇及び旅費等に関する勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成 16 年度）

1 週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間	休憩時間	勤務時間割振変更制度
40 時間	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	正午から 15 分及び午後 3 時から 15 分	午後零時 15 分から午後 1 時まで	あり (出先機関等)

注：学校、学校給食センター、フォレスト益子においては勤務時間割振変更制度を行っている。

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成 16 年度）

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B / C	取得率 B/A*100
6,561 日	1,969 日 5 時間	170 人	11 日 5 時間	30.0 %

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況（平成 16 年度）

時間外勤務・休日勤務総時間数	対象職員数	職員一人あたりの時間外・休日勤務平均時間数
12,228 時間	140 人	87 時間

(4) 特別休暇等の状況（平成 16 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間	有給
公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間	有給
骨髄液提供のための休暇	必要と認められる期間	有給

社会貢献活動のための休暇	1年度につき5日の範囲内の期間	有給
結婚休暇	結婚の日後1月を経過する日までの連続5日間	有給
生理休暇	2日を超えない範囲内の期間	有給
妊産婦の健康診査等のための休暇	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回とし、必要と認められる期間	有給
妊婦の通勤緩和のための休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間	有給
産前休暇	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た期間	有給
産後休暇	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間	有給
授乳休暇	1日2回各30分以内又は1日1回60分以内の期間	有給
妻の出産休暇	出産に係る入院等の日から産後2週間を経過する期間内における2日間以内の期間	有給
妻の出産に係る子の養育休暇	出産に係る期間内における5日の範囲内の期間	有給
子の看護のための休暇	1年度において、5日の範囲内の期間	有給
忌引休暇	死亡者の区分に応じ、1日から7日の範囲内	有給
法要休暇	1日の範囲内の期間	有給
災害又は交通機関の事故等による休暇	事由に応じ、7日の範囲内の期間又は必要と認められる期間	有給
介護休暇	介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する6月の期間内	無給

(5) 育児休業の状況(平成16年度)

区分	対象職員数
育児休業の承認件数	1人
育児休業期間の延長の承認件数	-

(6) 旅費制度の概要 (平成 16 年度)

区分	日当	宿泊料
議会の議員、特別職 (教育長を含む。) 並びに非常勤特別職のうち、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、農業委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員	2,200 円	13,000 円
上記の非常勤特別職以外の職員及び一般職員	2,000 円	12,000 円

なお、下記地域への旅行について、日当は支給していない。

栃木県内全域
県外市町村のうち、下館市、結城市、笠間市、内原町、常北町、桂村、御前山村、友部町、岩間町、七会村、岩瀬町、大宮町、美和村、緒川村、八郷町、関城町、明野町、真壁町、大和村、協和町

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数及び懲戒等処分者数 (平成 16 年度)

該当なし

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 (平成 16 年度)

区分	回数	人数
栃木県市町村研修協議会が主催したもの	12 回	20 人
芳賀地区広域行政事務組合が主催したもの	18 回	67 人
益子町が主催したもの (新規採用職員研修)	1 回	3 人
その他	4 回	35 人

(2) 勤務成績の評定 (平成 16 年度)

該当なし

7 職員の健康管理等に関する福祉の状況

(1) 職員の健康診断の状況 (平成 16 年度)

区分	受診者
定期健康診断	96 人
人間ドック	50 人
胃ガン検診	61 人
肺ガン検診	89 人
大腸ガン検診	44 人
乳ガン検診	25 人
子宮ガン検診	22 人
結核検査	7 人

8 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成 16 年度)

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況 (平成 16 年度)

該当なし

9 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成16年度)
該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況(平成16年度)
該当なし